

議員提出議案第7号

暴力団事務所撤退に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年9月20日 提出

守谷市議会

議長 松丸修久様

提出者 都市経済常任委員会  
委員長 市川和代

平成 年 月 日 原案 決

## 暴力団事務所撤退に関する決議

安全で明るく住みよいまちづくりは、市民の一致した願いであり、市民こぞって暴力や犯罪のない社会づくりを目指しているところである。

しかし、これまで平穏に暮らしていた本市大木地区において、暴力団事務所が建設され、定期的に会合を行っており、地元住民は大きな不安と恐怖を感じている。

近年、住民生活の奥深くに根を張る暴力団の犯罪の増加は、市民に多大の不安と被害を与えており、また、社会の健全な経済活動をも根底から脅かすものがある。

特に、次代を担う青少年の健全育成及び生活環境に及ぼす影響は極めて大きく、見過ごせない重大な社会問題である。

守谷市議会は、平成18年9月に「暴力追放都市宣言」をしているところであるが、市民の安全と平穏を確保するため、本議会は、暴力団事務所の存在を許さないという強い決意のもと、市民と関係機関・団体との連携を強化して、明るく住みよい郷土をつくるため、全力を挙げて暴力団事務所撤退に邁進することを決意する。

平成　　年　　月　　日

茨城県守谷市議会

## 提案理由（議員提出議案第7号）

提案の理由を申し上げます。

暴力団は、反社会的な存在である事は市民全てが認めるところです。その活動拠点である暴力団事務所は、社会的に無用の存在であり、地元住民にとって、また、守谷市民においてもこの上ない迷惑施設です。このまま放置すれば、知らず知らずのうちに周辺の環境が悪化し、やがて取り返しのつかないことになりかねません。

そのような中で、地元を愛し、生活を守ろうとする市民の熱意のもと、団結して声を上げれば、それは間違いなく守谷市民全体の、そして茨城県民全体の運動へと育っていくはずです。

つきましては、事務所撤退と同時に住民の安全確保のため、全力で邁進することを決意するものです

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。